

## 奈良県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課並びに橿原市都市デザイン部都市計画課、御所市企画政策部まちづくり推進課、平群町事業部都市建設課、三郷町環境整備部都市建設課及び田原本町産業建設部まちづくり建設課において縦覧に供する。

令和五年六月十六日

奈良県知事 山下 真

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
橿原市忌部町の一部  
御所市大字北十三、大字南十三及び大字出屋敷の各一部  
生駒郡平群町上庄、大字榎原、光ヶ丘及び大字下垣内の各一部  
生駒郡三郷町大字勢野の一部  
磯城郡田原本町大字薬王寺の一部